

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年8月13日 13時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市御座埼南西方沖 御座埼灯台から真方位210°14.5海里付近 （概位 北緯34°03.9 東経136°36.4）
インシデントの概要	プレジャーボートともやんは、航行中、船外機の運転ができなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年8月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ともやん、5トン未満（長さ6.86m） 235-39931三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、沖合に遠出する目的でガソリンを満タンク100と予備として携行缶20を搭載して出航し、釣りを終えて帰航中、船外機が停止し、運航不能となった。 船長は、ふだん、沿岸で約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で2時間程度航行し、燃料消費量が1時間あたり約10と見積もっていたが、沖合に向けて約20knの速力で約5時間航行したことで、ふだんより燃料を消費したと本インシデント後に思った。 本船は、船長が118番通報し、来援した巡視艇から燃料を供給され自力で航行した。
分析	本船は、航行中、船長が120の燃料を保有していれば沖合に遠出ができると思い、ふだんより高速として長距離を航行したことから、搭載していた燃料を全て使い果たして船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船長が120の燃料を保有していれば沖合に遠出ができると思い、ふだんより高速として長距離を航行したため、搭載していた燃料を全て使い果たして船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 燃料タンク及び燃料消費量を正確に把握し、出港の際は十分な燃料を搭載すること。 |
|--|--|